

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 9月27日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	脱硫剤取替業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
委託期間	令和6年11月6日 ～ 令和7年3月21日 136日間		
業務概要及び条件	脱硫剤取替(脱硫塔No. 1～No. 4) ① 脱硫剤取替業務 一式 ② 廃脱硫剤運搬業務 一式 ③ 廃脱硫剤処分業務 一式		
予定価格	¥5,260,200 (税込)	最低基準価格	¥3,682,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件 別紙、「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付 提出期限 令和6年10月9日(水) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年10月30日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

1. 本件の入札参加者に必要な資格・条件は以下のとおりです。
 - ・次の①～④の全てを満たすこと。〈単体業者又はJV〉
 - ①参加資格者名簿登録
 - ②脱硫剤取替業務実績（元請）
 - ③産業廃棄物処分業許可（処分地－汚泥）
 - ④産業廃棄物収集運搬業許可（京都府－汚泥、処分地－汚泥）

2. 単体業者
 - ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類③から⑧までを添付すること。
 - ・産業廃棄物収集運搬業許可を証する書類については、京都府及び処分地の2点を添付すること。その他の経由地については、入札後、担当課にて確認を行うものとする。

3. 共同企業体
 - ・本業務を複数の者で履行する場合（例：取替はA社、運搬はB社、処分はC社）には共同企業体（構成員は何者でも構わない）として参加表明すること。
 - ・共同体の構成員は、すべての者が宇治市の参加資格者名簿登録を有すること。
 - ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類①から⑧までのすべてを添付すること。
 - ・脱硫剤の取替を行う者（脱硫剤取替業務実績を有する者）が代表者となること。
 - ・産業廃棄物収集運搬業許可を証する書類については、京都府及び処分地の2点を添付すること。その他の経由地については、入札後、担当課にて確認を行うものとする。

4. 本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
 - 令和6年 9月27日（金）午前9時から
 - 令和6年10月17日（木）午後5時まで

5. お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

6. 郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

7. 封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

8. 「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

脱 硫 剤 取 替 業 務

仕 様 書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 一般事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「脱硫剤取替業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を第1章一般事項ほか、各章に示す。

(業務概要)

第3条 本業務は、脱硫剤を新品に取替え、劣化した脱硫剤（以下、廃脱硫剤）を運搬・処分（又は再生）するものであり、単体又は共同企業体として一括して業務を行うものとする。

脱硫剤取替	一式
廃脱硫剤運搬	一式
廃脱硫剤処分	一式

(業務場所)

第4条 本業務の主たる所在地及び施設名は次のとおりである。

所在地	宇治市木幡北島10番地
施設名	東宇治浄化センター

(業務期間)

第5条 本業務の期間は、契約締結日から令和7年3月21日までとする。なお、現場作業実施日は30日前までに本市が通知するものとする。

(環境保全)

第6条 受注者は、本業務の遂行にあたり、作業現場の環境保全に努めることはもちろんのこと、当該施設周辺についても悪影響を与えないようにしなければならない。

(施設保全)

第7条 受注者は、本業務の実施にあたり、当該施設の施設保全のため必要な養生を行うものとする。万が一施設を汚染又は損傷した場合は、受注者はこれを修復しなければならない。

(安全衛生)

第8条 受注者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1. 労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。万が一事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに担当職員に連絡し、適切な処置を施すものとする。

2. 作業現場は混乱のないよう適切な人員を配置して現場の秩序を維持し、整理整頓を行い、保健衛生及び安全管理に努めなければならない。
3. 当該施設のクレーン等機械設備並びにコンセント等電気設備を使用する作業は、事前に担当職員の承諾を得て、十分に安全確認を行った上で使用しなければならない。
4. 作業は、機器等製造業者の認める基準や方法に基づき安全に行わなければならない。なお、技能資格が必要な作業を行う場合は、専門の資格を有する者に行わせなければならない。

(事前調査)

第9条 受注者は、現場状況や発注図書記載事項その他について綿密な事前調査を行い、状況を十分把握した上で業務にあたらなければならない。

(競合工事等)

第10条 受注者は、競合する工事等がある場合は、競合相手と連絡し、作業の相互進捗を図るとともに、互いに協力し合わなければならない。なお、競合部分の作業については必要の都度、担当職員と協議するものとする。

(作業時間等に関する事項)

第11条 受注者は、現場での作業実施において、以下の事項を遵守するものとする。

1. 作業は、祝日を除く月曜日から金曜日までの平日の日間において、午前9時から午後5時までの時間帯内に制限するものとする。
2. 作業上の都合で前項の制限から逸脱する必要がある場合は、事前にその理由および作業内容を担当職員に報告するものとし、承諾を得た場合においてのみ作業実施できるものとする。
3. 作業実施日は、作業開始前及び終了後に必ず担当職員に作業内容等を報告するものとする。
4. 作業の都合上、既設機器や施設の運転停止が必要となる場合は、事前に担当職員に連絡し、作業実施の承諾を得るものとする。
5. 業務の都合上、やむを得ない事由により、担当職員が作業の一時中断を指示した場合は、受注者は速やかに従うものとする。

(承諾又は立会確認が必要な事項)

第12条 受注者は、当該施設内で作業を行う場合、作業用車両の占用駐車場所、作業員の休憩場所のほか作業上支障となるものの仮処置等について、担当職員と事前に協議した上で、承諾又は立会確認を受けなければならない。

(作業終了時の処置)

第13条 受注者は、作業終了時は速やかに廃材及び仮設材を撤去し、作業現場を清掃して原形復旧しなければならない。

(受注者の負担)

第14条 本仕様書・発注図書に定められるもののほか、以下に掲げる事項は、受注者が負担しなければならない。

1. 業務実施上必要となった軽微な作業費用。
2. 第7条及び第三者に損害を与えた場合の賠償費用。
3. 官公署届出手続きにかかる一切の費用。
4. その他、担当職員が指示する書類の作成費用。

(提出書類)

第15条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく担当職員に提出しなければならない。

1. 契約時に、産業廃棄物収集運搬業、処分業の各許可証の写し。
2. 契約後5日以内に、業務処理計画書、着手届、業務金額内訳書、工程(予定)表。
3. 契約後速やかに、業務担当責任者、技術者届及び下請負(委任)通知書。
4. 現場施工前に、工程(実施)表および本業務で使用する材料部品等の材料通知書並びに産業廃棄物運搬車両、運搬経路通知書、処分場承諾届。
5. 業務完了時に、業務完了届、業務報告書、業務写真(着手前から完了時まで各工程順に整理編集したもの)。

(完了検査)

第16条 受注者は、業務完了届提出後、本市検査職員による検査を指定された日時・場所で受検しなければならない。

(業務金額の請求)

第17条 受注者は、業務完了検査合格後、請求書を提出するものとする。なお、業務金額の支払いは銀行振込一括払いとする(振込先明示のこと)。

(その他)

第18条 本仕様書に記載なき事項については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第2章 脱硫剤取替

1. 業務内容

本業務は、消化ガスに含まれる硫化水素を除去するために使用している脱硫剤が劣化しているため、これを取替えて汚泥消化設備の機能維持を図るものです。

2. 作業概要

脱硫塔内部窒素置換	一式
脱硫剤取替	一式
脱硫塔内部塗装	一式

3. 脱硫塔仕様

本脱硫塔は、消化ガスに含まれる硫化水素を塔入口で約 800ppm の濃度から塔出口で 10ppm 以下の濃度にまで除去するものであり、仕様を下記に示す。

	No.1・No.2 (I系) 脱硫塔	No.3・No.4 (II系) 脱硫塔
型式	連続式乾式脱硫塔	
製造業者	JFEエンジニアリング(株)	日立プラント建設(株)
脱硫剤充填量	2.9 m ³ /塔 (約 2,320 kg/塔)	
処理ガス量	75 N m ³ /時・塔	
製造年月	平成 20 年 11 月	平成 13 年 3 月

4. 脱硫塔内部窒素置換作業

- ① 脱硫塔内部は、高濃度可燃性メタンガスが充満しているため、脱硫剤取替作業前に塔内をガス爆発限界値以下になるよう、塔内ガスを安全な窒素ガスで置換するものとする。
- ② 窒素置換作業の前後に、可燃性ガス濃度等を測定記録し、担当職員に報告するものとする。
- ③ 窒素置換完了後、脱硫塔本体の大気開放は担当職員が指示するものとする。

5. 脱硫剤取替作業

- ① 今回取替える脱硫剤はNo.1～No.4 脱硫塔の 4 塔分とする。
- ② 本脱硫塔は連続式であるが、取替作業の安全性及び効率性を確保するため、1 塔毎に消化ガスの通気を停止して、1 塔毎に脱硫剤全量を取替えるものとする。
- ③ 脱硫塔本体及び接続部を開放した箇所のパッキン類は全て取替えるものとする。

- ④ 脱硫剤は1,000kgにて100kg以上の硫化水素を吸着できる能力を有する品質のもので、下記の現使用製品又は同等品以上とする。

品名	脱硫剤リモニック
製造業者	株式会社日本リモナイト
サイズ形状	φ11~13 mm 円柱押出成形品
充填密度	0.8±0.05 kg/ℓ
充填量	約9,280 kg (4塔分)
脱硫剤寿命	1年以上

- ⑤ 脱硫剤取替後は、塔出口の硫化水素濃度測定を行い、硫化水素除去の確認を行うこと。

6. 脱硫塔内部塗装作業

- ① 各脱硫塔から脱硫剤を取出後、塔内部全面(4塔分約50m²)をケレンし、環境配慮型のエポタールBOエコ又はエポキシ樹脂系塗料により1塔毎に塗装を行うものとする。
- ② 塗装前に劣化しているNo.1及びNo.2脱硫塔ガス入口配管用ネット(樹脂製、約700×360)を取外し、塗装後に取替えること。

7. 注意事項

- ① 本脱硫剤取替において、No1、2(I系)の2塔の脱硫塔に関しては、塔本体下部側板の腐食軽減のため、充填材を配置するものとする。充填材は下記の参考材料と同等品以上のものとする。

材 料	VP管
サ イ ズ	直径：約φ25~50 mm 長さ：約30~50mm
充填空容積	約1m ³ (2塔分)

- ② 脱硫剤取替作業は、塔毎に分けて行うが、取替順序及び期間については担当職員が指示によるものとする。
- ③ 脱硫塔内での作業は、内部の換気を十分行い酸欠事故のないよう安全には特に注意すること。酸素欠乏症等防止規則を始め関連諸法規を厳守すると共に、酸素及び硫化水素の濃度測定記録を作成し、測定結果を担当職員に報告すること。
- ④ 消化タンクより発生するガスは可燃性でありガス漏れの危険があるため、現場での火気等の使用は禁止とし、火災事故のないよう十分注意すること。
- ⑤ クレーン車等の作業用車両の配置は、場内道路の占用区域について事前に担当職員の承諾を受けること。
- ⑥ その他詳細については担当職員と協議の上決定する。

第3章 廃脱硫剤運搬

1. 業務内容

本業務は、脱硫剤取替作業で発生した廃脱硫剤を搬出場所へ運搬するものである。

2. 廃脱硫剤運搬

廃脱硫剤の運搬に関しては以下のとおりとする。

- ① 廃脱硫剤は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同法施行令第2条の産業廃棄物のうち「汚泥」とし、荷姿はバラで数量は約9,280kg以上を予定している。
- ② 運搬車両は水分を含んだ廃脱硫剤の運搬に適した車両とし、運搬数量に増減があっても受注者は一切の異議を申立てないものとする。なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）については原則として電子マニフェストを使用するものとする。

3. 搬出場所

廃脱硫剤運搬の搬出場所は次のとおりである。

所在地 別紙2のとおり
名称 別紙2のとおり

4. 運搬注意事項

運搬作業にあたり、以下の項目に注意するものとする。

- ① 廃脱硫剤の積込・運搬は、過積載のないよう注意して行うものとする。
- ② 積込作業時は、廃脱硫剤の発熱に十分注意し、火災事故のないように行うものとする。
- ③ 積込作業後は、周囲の清掃を行い、廃脱硫剤の散乱及び悪臭の防止に努めるものとする。
- ④ 運搬に際しては、道路交通法・産業廃棄物運搬基準等、関連諸法規を遵守すると共に、廃脱硫剤の飛散・落下を防止するため、適切な処置を施すものとする。廃脱硫剤の落下により道路・施設を汚染した場合は、直ちに清掃・消臭作業を行うものとする。

5. 運搬作業条件

本業務を遂行するにあたり、以下の項目を遵守するものとする。

- ① 運搬車両運転手は、出発前に担当職員より受渡確認票を受取り運搬するものとする。
- ② 運搬車両運転手は、運搬先到着後に運搬終了の報告を行うものとする。

6. 運搬に関する責任

受注者は、廃脱硫剤の積込みから搬出場所での荷下ろしまで、廃脱硫剤の運搬に関する全ての責任を負うものとする。

第4章 廃脱硫剤処分

1. 業務内容

本業務は脱硫剤取替作業で発生した廃脱硫剤を処理処分（又は再生）するものである。

2. 処分場所

廃脱硫剤の処分場所は次のとおりである。

所在地 別紙2のとおり

名称 別紙2のとおり

処理能力 別紙2のとおり

3. 運搬業者

本業務にかかる処分地への運搬は、産業廃棄物収集運搬に関する許可を受けた下記の収集運搬業者があたるものとする。

所在地 別紙1のとおり

名称 別紙1のとおり

4. 処分数量

廃脱硫剤の処分に関しては以下のとおりとする。

① 処分数量は、第3章2. ①に同じ。

② 受注者は、廃脱硫剤運搬重量の計量を行い、受入日時・数量等を記載した計量伝票を提出するものとする。なお、処分数量に増減があっても一切の異議を申立てないものとする。

5. 処分に関する責任

受注者は、廃脱硫剤の受入れを完了したときから、処理処分に関する全ての責任を負うものとする。なお、処分終了後担当職員に最終処分報告を行うものとする。

6. 産業廃棄物税

廃脱硫剤を最終処分する場合の産業廃棄物税は、本業務金額に含まれるものとする。

第5章 特記事項

1. 脱硫剤取替業務委託契約にかかる履行区分

脱硫剤取替業務委託契約を締結するにおいて、下記の履行区分を厳守するものとする。

履行区分実施者

① 廃脱硫剤運搬区分

所在地 別紙1のとおり

名称 別紙1のとおり

② 廃脱硫剤処分区分

所在地 別紙2のとおり

名称 別紙2のとおり

廃脱硫剤運搬区分履行実施者

本様式に産業廃棄物収集運搬業許可証を添付すること。

名 称	
所 在 地	
電話番号	
F A X	

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称



代表者氏名



廃脱硫剤処分区分履行実施者

本様式に産業廃棄物処分量許可証を添付すること。

名 称	
所 在 地	
処理能力	
電話番号	
F A X	
最終処分 (予定)	別紙3のとおり

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称



代表者氏名



最終処分（予定）

名 称	
所 在 地	
処理方法	
処分能力	
電話番号	
F A X	